平成30年 特許法等の一部改正

料金新減免制度

【対象者と措置内容の詳細】

(6)個人(市町村民税非課税者等)

条件: 特許: 2019 年 4 月 1 日以降に審査請求をした案件

措置: 特許:「審査請求料」、「特許料(1~10年分)」の免除・軽減、

実案:「技術評価の請求手数料」、「登録料(1~3年分」の免除・軽減・猶予

【備考】特許: 出願審査請求料の値上げとの関係

·2019 年 4 月 1 日以降に出願した案件

減免制度は出願日には無関係



・出願審査請求料の引き上げ

118,000 円 +請求項数×4,000 円 ⇒ 138,000 円 +請求項数×4,000 円

①特許

要件	特許			特許法施行令の号の記載		
	審査請	特許料(第	特許料(第	審査請求	特許料減免	
	求料	1 年分から	4 年分から			
		第3年分)	第 10 年分)			
生活保護を	免除	免除	1/2 に軽減	特許法等関係手数料令第1条の2第1号	特許法施行令第9条第1号イに掲げ	
受けている者				イ に掲げる要件に該当する請求人であ	る要件に該当する申請人である。	
				る。減免申請書の提出を省略する。		
市町村民税	免除	免除	1/2 に軽減	特許法等関係手数料令第1条の2第1号	特許法施行令第9条第1号ロに掲げ	
非課税者				□に掲げる要件に該当する請求人であ	る要件に該当する申請人である。	
				る。減免申請書の提出を省略する。		
所得税非課	1/2 に	1/2 に軽減	1/2 に軽減	特許法等関係手数料令第1条の2第1号	特許法施行令第9条第1号ハに掲げ	
税者	軽減			ハに掲げる要件に該当する請求人であ	る要件に該当する特許出願人であ	
				る。減免申請書の提出を省略する。	る。減免申請書の提出を省略する。	
事業税非課	1/2 に	1/2 に軽減	1/2 に軽減	特許法等関係手数料令第1条の2第1号	特許法施行令第9条第1号二に掲げ	
税の個人事	軽減			二に掲げる要件に該当する請求人であ	る要件に該当する特許出願人であ	
業主				る。減免申請書の 提出を省略する。	る。減免申請書の提出を省略する。	

様式見本: https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02 08.html#tokkyo

②実用新案

927/14/15/4									
要件	実用新案		添付書類	減免申請方法					
	技術評価の	登録料(第1年分		技術評価の請求手数料	登録料				
	請求手数料	から第3年分)							
生活保護を	免除	免除	生活保護を受けている						
受けている者			ことを証する書類	中中的中共生活体等于	中田扩中农科州等各市				
市町村民税	免除	免除	市町村民税非課税証明	実用新案技術評価請求料	実用新案登録料減免申				
非課税者			書	減免申請書を提出	請書を提出				
所得税非課	1/2 に軽減	3年間猶予	所得税が課されていな	(次頁②参照)	(次頁①参照)				
税者			いことを証する書類						

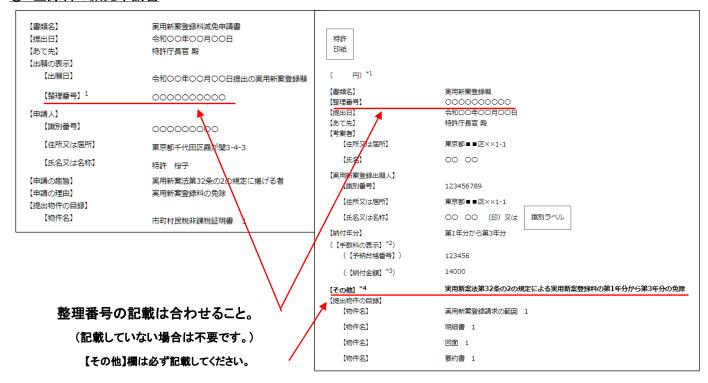
個人①

個人②

実用新案の減免申請方法:

https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_08.html#jitsuyo

① 登録料の減免申請書



実用新案登録料の第1年分から第3年分が免除される場合であっても、出願料は免除されません。

② 技術評価請求手数料の減免申請書

